

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：平成 21 年 10 月 15 日

担当課：

経済基盤開発部都市・地域開発第二課

1. 案件名
首都ビエンチャン都市開発マスタープラン策定プロジェクト
2. 協力概要
<p>(1) 事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 良好な都市環境や都市景観の保全・形成と両立した社会・経済開発に必要な、首都ビエンチャンの総合的な長期計画を作成するとともに、都市開発・管理の実効性の強化に必要なキャパシティ・ディベロップメントを行う。</li> </ul> <p>(2) 調査期間 2010 年 1 月～2011 年 3 月（約 15 ヶ月）</p> <p>(3) 総調査費用 約 2.39 億円</p> <p>(4) 協力相手先機関 相手国実施機関名：公共事業・運輸省公共事業運輸研究所 (Ministry of Public Works and Transport, Public Works and Transport Institute) 相手国協力機関名：首都ビエンチャン</p> <p>(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）</p> <p>(a) 調査対象地域：首都ビエンチャン</p> <p>(b) 調査対象地域規模 主要調査対象人口：首都ビエンチャンの人口約 70 万人、面積約 3,920k m<sup>2</sup></p> <p>(c) 対象分野： 都市・地域開発、都市計画</p> <p>(d) 目標年次：2030 年</p>
3. 協力の必要性・位置付け
<p>(1) 現状及び問題点</p> <p>ラオスの首都ビエンチャンは約 70 万人の人口を抱え、国内外の投資の主要窓口であるとともに国内最大の就業機会を擁する都市である。ラオスでも都市化が進んでおり、現在 29%である都市人口比率が 2030 年には約 45%に増加すると想定されるとともに、ビエンチャン市もまた 2030 年には人口が約 140 万人になると予測されている。</p> <p>ビエンチャンの既存都市計画及び関連法制度をみると、1991 年に UN-Habitat(国連人間居住計画)の支援によりビエンチャン都市計画マスタープラン（以下「都市計画MP」という）が制定され、開発促進や環境保全との観点から土地利用方針等が定められている。なお、この都市計画MPは 2000 年に公共事業運輸研究所により改定され、2002 年には首相により承認されている。法制度についても、1999 年に都市計画法、2003 年に土地法が制定されている。</p> <p>しかしながら、近年、①都市計画MPで農業地区に指定されている地域で湿地帯の埋立による宅地開発が計画される、②都市計画MPの対象区域外で工業団地や物流基地の開発計画が進められる等、この都市計画MPの形骸化が進んでいる。また、都市計画MPで用途地域区分が変更されたものの、用途地域に応じ建築行為を制限・誘導する仕組みが策定されていない、大規模開発プロジェクトの誘導・規制を行う仕組みが策定されていない、道路整備等の社会基盤施設整備事業を確実に実施するための仕組みが整備されていない等の問題を抱えている。</p> <p>また、ラオス国では、第 6 次首都ビエンチャン社会経済開発 5 カ年計画で「経済開発、社会開発、自然環境保護を同時に進め、総合的に経済力の強化を図る」こと</p>

を目的の一つとしてかけ、社会・経済開発と良好な都市環境や都市景観の保全・形成を両立させることを首都ビエンチャンの都市開発の基本的な考え方としているものの、この実現に必要な計画や仕組みが整備されていない状況にある。

このような状況から、首都ビエンチャンの都市開発マスタープランを改定するとともに、その実効性を強化し、これら課題に対する対応を図ることが必要とされている。

#### (2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

ビエンチャンはラオス国の首都であり、第6次国家経済社会開発5カ年計画(2006-2010)に基づき策定された第6次首都ビエンチャン社会経済開発5カ年計画で、ビエンチャンを政治、経済、文化の中心地と位置づけ、経済開発、社会開発、自然環境保護を同時に進め、総合的に経済力の強化を図る方針が示されている。

#### (3) 他国機関の関連事業との整合性

都市開発関連分野では他のドナーが以下の協力を実施している。これらの協力で集められた情報を活用し効率的に調査を実施する計画である。

##### (a) アジア開発銀行

ビエンチャン市排水インフラ整備プロジェクトとして1992～1995年にホンセン排水路およびホンケ排水路の延長およびコンクリートカルバート敷設工事を実施したが、現在、この再延長工事を実施している。

##### (b) GTZ (ドイツ技術協力公社)

都市計画作成業務の統一性及び効率性を図ることを目的に、①都市計画作成方法、②詳細計画作成方法、③都市計画作成能力強化等を内容とする「都市計画作成のためのマニュアル」を2008年に策定している。

##### (c) CIDA カナダ国際開発庁

建築行政システムの整備に係る重点項目を検討するために「建築行政セクターにおける近代化及び最適化に係る調査」を実施し、①建築基準法の整備、②建築基準法に関連する技術規定の整備、③情報システムの整備、④人材育成を重点事項として提案している。

#### (4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

長期的な展望に基づき都市整備を進めていくための基本計画を策定する本協力は、2006年9月の我が国の「対ラオス国別援助計画」の重点分野「社会経済インフラ整備及び既存インフラの有効活用」に位置づけられ、JICAの2009年10月の「ラオス国別援助実施方針」では協力プログラム「都市環境整備」に位置づけられる。また、我が国は本協力プログラムで様々な協力を実施しており、2007～8年に「ヴィエンチャン特別市総合都市交通計画調査」を実施するとともに、現在も「ビエンチャン市水環境改善計画調査」を実施中である。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 調査項目

本協力は、首都ビエンチャン開発基本構想の作成、首都ビエンチャン中心都市区域の土地利用計画ならびに社会基盤施設整備に係る基本構想の作成、都市開発・管理プログラムの作成、キャパシティ・ディベロップメント等からなる。

主な項目は以下の通りである。

#### 1) 現状分析

- ① 上位計画、関連計画等の収集・整理及び社会経済現況の整理
- ② 既存関連法制度・基準、既存都市計画マスタープランの分析・整理
- ③ 関係機関・組織の役割・業務の分析・整理
- ④ 土地利用現況の分析・整理

- ⑤ 社会基盤施設等の整備状況の分析・整理
- ⑥ 他ドナー及び他国の関連プロジェクト調査
- 2) 制約条件と課題の分析
- 3) 社会経済フレームワークの設定
- 4) 開発ビジョンの策定
- 5) 首都ビエンチャン開発基本構想の策定
  - ① 首都ビエンチャン中心都市区域及び拠点地区の設定
  - ② 中心都市区域及び他拠点地区の担うべき機能・役割の設定
  - ③ 首都ビエンチャン全体の土地利用基本方針（保全地区、農村地区、都市域、調整区域等の設定）
  - ④ 中心都市区域及び他拠点地区の想定人口の設定
  - ⑤ 中心都市区域と他拠点地区のネットワークの検討
  - ⑥ 首都ビエンチャン全体の社会基盤施設整備に係る基本方針
- 6) 中心都市区域の土地利用計画の策定
  - ① 用途地域区分の設定
  - ② 土地需要予測の実施
  - ③ 土地利用計画の作成
- 7) 社会基盤施設整備の基本構想の策定
  - ① 道路・交通
  - ② 上水
  - ③ 排水
  - ④ 汚水処理
  - ⑤ 一般廃棄物処理
  - ⑥ 公園・緑地
- 8) 都市デザイン基本構想の策定
  - ① 都市デザインに係る基本方針の検討
  - ② モデル地区を対象とした景観保全・形成手法の検討
  - ③ 関係者への啓発活動の実施
- 9) 都市開発・管理プログラムの作成
  - ① 法制度
  - ② 組織・体制及びプロセス
  - ③ 研修
- 10) 本邦研修
- 11) 実施計画の作成
- (2) アウトプット（成果）
  - 首都ビエンチャン都市開発マスタープラン（計画年次 2030 年）が作成される
  - 都市開発マスタープランの実現に必要な法制度（案）、都市開発・管理実施体制（案）が作成される。
- (3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施
  - (a) コンサルタント（分野）
    - 総括・都市計画、土地利用計画、GIS、マクロ経済・産業振興、農業開発、道路交通計画、上水道計画、汚水処理計画・排水計画、環境社会配慮・廃棄物処理計画、都市計画 2・公園緑地計画、景観計画、組織制度分析・キャパシティ・ディベロップメント、社会調査・業務調整
  - (b) その他
    - 調査に必要な機材の購入

## 5. 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

- (1) 提案計画の活用目標
  - 本都市開発マスタープランに基づき公共事業・運輸省及び首都ビエンチャン

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会基盤施設整備の基本構想に基づき、道路、上水道、汚水処理、排水、廃棄物処理の整備計画が作成される。</li> <li>● 都市デザイン基本構想に基づき都市景観ガイドライン（仮称）が作成される。</li> <li>● 建築確認や開発許認可に係る法制度や仕組み、関係組織間の役割分担等が改善される。</li> </ul> <p>(2) 活用による達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市開発プロジェクトが適切に管理・誘導され、良好な都市環境が形成される。</li> <li>● 首都ビエンチャンの社会基盤施設の整備が計画的に行われる。</li> </ul>
<p>6. 外部要因</p> <p>(1) 協力相手国内の事情</p> <p>政策的要因：本提案に基づき都市計画MPがラオス国政政府によって作成・承認される。 本提案に基づく法制度の具体化が迅速に行われる。 経済環境や財政事情の悪化により、都市開発に係る基本的な考え方が変更されない。</p> <p>行政的要因：首都ビエンチャンと公共事業・運輸省の連携が適切に行われる。 経済的要因：民間事業者による開発プロジェクトが急激に進捗しない。 社会的要因：人口や都市化の進行度が急激に変化しない。</p> <p>(2) 関連プロジェクトの遅れ：特になし。</p>
<p>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）</p> <p>■環境等への配慮</p> <p>本都市開発マスタープランでは、社会経済開発と良好な都市環境の保全の両立を基本的なコンセプトとし土地利用計画等を策定するとともに、環境負荷の低減に資する汚水処理や一般廃棄物処理等に係る基本構想を策定する計画である。</p> <p>■貧困層</p> <p>貧困層の居住地区や負担能力を踏まえ、土地利用計画や各社会基盤施設整備の基本構想を作成する等、貧困層が都市開発の効果を平等に裨益できるよう配慮を行う計画である。</p>
<p>8. 過去の類似案件からの教訓の活用（注）</p> <p>都市開発には多くの関係機関が関与するため、協力実施後の都市開発・管理の実施体制やマスタープランの運用体制を十分に検討することが必要である。マスタープラン策定時のこれら関係機関の関与が不十分なため、各セクターの開発プロジェクトが計画通りに実施されないケースもある。このため、本協力では計画実施主体である公共事業・運輸省と首都ビエンチャンを十分に巻き込む等、計画策定後の実施体制を視野に入れ協力を行うとともに、OJTやラオス国内研修、本邦研修等による技術移転を行う。</p>
<p>9. 今後の評価計画</p> <p>(1) 事後評価に用いる指標</p> <p>(a) 調査結果の承認状況</p> <p>都市開発マスタープランに基づく都市計画マスタープランのラオス政府による承認状況、都市計画関連法制度・手続きの改善状況</p> <p>(b) 活用による達成目標の指標</p> <p>土地利用状況（土地利用計画との整合性）、社会基盤施設の整備状況</p> <p>(2) 上記（a）および（b）を評価する方法および時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォローアップ調査によるモニタリング</li> <li>・事後評価：調査終了後5年目以降、必要に応じ実施</li> </ul> <p>(注) 調査にあたっての配慮事項</p>